

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	法人の合併又は分割による旅館業営業者の地位承継承認
概要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた法人が合併または分割によりその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法 （昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条の2
審査基準	<p>1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。</p> <p>(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し</p> <p>(2) 合併契約書の写し又は分割計画書若しくは分割契約書の写し（合併（分割）予定を明記した定款又は寄附行為の写しでも可とする。）</p> <p>2 承継資格が適切であること。</p> <p>3 承継承認申請が、合併又は分割登記前であること。</p> <p>4 承継承認申請者が、旅館業法第3条第2項（申請者に係る部分に限る）に該当しないこと。</p>
標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。）</li> <li>・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）</li> </ul>
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html</a>
備考	